

様式第3号(第12条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	吉川市障がい者差別解消支援地域協議会
開 催 日 時	令和4年2月18日(金) 午後 6時00分から 午後 7時00分まで
開 催 場 所	オンライン会議: Cisco Webex Meeting (シスコ・ウェブエックス) を用いたウェブ会議
出席委員(者)氏名	朝日委員、森山委員、許斐委員、星座委員、関根委員 立澤委員、池本委員、野口委員、伴委員
欠席委員(者)氏名	高橋委員、熊谷委員、清水委員
担当課職員職氏名	程田課長、薄田係長、佐藤副主査
会議次第と会議の公開又は非公開の別	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 委嘱式 3 委員紹介 4 会長及び副会長の選任について 5 議 事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障がい者差別解消に資する市の取組について (2) 令和4年度の主な取組予定について (3) 障害者差別解消法に関する事例等について 6 その他 7 閉 会 <p>会議は公開とする</p>
非公開の理由 (会議を非公開にした場合)	
傍 聴 者 の 数	0名
会議資料の名称	会議次第、資料
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	立澤委員、池本委員
その他の必要事項	なし

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)	
事務局	1 開 会
事務局	2 委嘱式
事務局	3 委員紹介
事務局	4 会長及び副会長の選任について 会長：朝日委員 副会長：星座委員
事務局	5 議 事 (1)障がい者差別の解消に資する取組について 資料(1)障がい者差別の解消に資する市の取組について説明。
会長	「よしかわ 障がい者 スポーツアート展」作品の応募・投票はどの位あったか。
事務局	40作品の応募があり、投票につきましては150票足らず頂いた。
会長	「電話リレーサービス」について、使用している方は多いか。
委員	「電話リレーサービス」は以前からあったが、7月1日から24時間、110番も使用できるようになった。登録者は増えている状況。私も、実際に障がい福祉課に連絡する際にも使用している。
事務局	(2)令和4年度の主な取組について 資料(2)令和4年度の主な取組について説明。
会長	「よしかわ 障がい者 スポーツアート展」と、例年12月頃に開催している屋内スポーツ大会は、開催するか。
事務局	現時点ではどちらも開催する方向だが、コロナの感染状況をみながら開催の可否や時期についてこれから検討していく。
事務局	(3)障害者差別解消法に関する相談事例について 資料(3)障害者差別解消法に関する相談事例等における市内の相談について説明。
会長	事例1は、市役所窓口で起こったとのことだが、他課で起こったという事で宜しいか。
事務局	障がい福祉課で起こった事例。深く反省し、今後は同様なことが起こらないよう、周知徹底した。
会長	事例2について東京のある区で実際に起こった事例を紹介したい。ワクチン接種の案内を、視覚障がい者の方にも送付したという話を伺った。忙しい中でも連絡、情報共有がとても重要で

事務局	<p>あることを考えさせられた。より一層、気を付けていきたい。</p> <p>資料(3)障害者差別解消法に関する相談事例等における他市の相談について説明。</p>
会長	各事例について、事務局としての見解は？
事務局	<p>事例 1 店がすぐに対応できない場合、その理由と代案を伝えることは大切だが、障がい者が怒ってしまったら、建設的対話を遠ざけてしまう。対応に当たり、事業者の負担が大きくなる場合は、双方で代替手段を検討することが必要と考える。本人からの要望を確認の上、建設的対話により、過重な負担とならない範囲で、柔軟に対応することが重要。</p> <p>事例 2 「前例がない」ことを理由に、対応を拒否するのは適切ではない。定めているルールが、実質的に障がい者と障がい者でない人が平等となっているか、平等でない場合はルールを改めて見直すとともに、前例のない事案であっても耳を傾け、その都度対応について検討が必要と考える。この事例では一方的に断るのではなく、事業者も相談当事者と一緒に駐車場を探すなど、一緒に解決する姿勢がとても大切。</p> <p>事例3 手話通訳者という存在や役割、仕組みが浸透していなかった事例。埼玉県では、「埼玉県手話言語条例」が制定されており、手話も言語のひとつとして普及していくこと、及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進が重要とされている。</p>
委員	<p>事例3について、手話通訳の同席は聴覚障害者の社会参加の為であり、飲み会に連れていくことについて、私は少し驚いた。重要な話し合いや懇談会への手話通訳の同席を断られることは、とても困ることだ。</p> <p>皆さんにひとつ事例を紹介したい。愛知県において、コロナに感染した聴覚障がいのある方が、宿泊療養を希望したところ断られたという事例があった。宿泊施設では、電話で安否確認や健康相談を行っていたため、対応が難しいということであった。こういった場合は、メールなどの他のコミュニケーション手段も考慮に入れて対応して欲しいと感じた。</p>
会長	<p>今回、障害者差別解消法改正の概要に関する資料がある。これまで民間の事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に義務化されたという内容である。先程、紹介された事例もそうだが、障がい者から意思の表明があった場合は、もう少し慎重に対応を考えるべきだ。事務局として、何か他に追加して伝えたいことはあるか。</p>

事務局	合理的配慮の提供とは、障がい者から意思の表明があった場合、過重の負担にならない範囲で障がい者の状態に応じた対応をすることをいう。私たち自治体は、このことを広く周知していく責務がある。 当協議会も、正に障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化の一環である。今後においては、車いすの乗車など体験型の研修もしていきたいと考えている。
会長	障害者差別解消法改正の概要にある、民間の事業者とは、障がい者が利用する事業所だけでなく、一般企業が該当するということか。
事務局	営利、非営利、個人、法人関係なく全ての企業が対象となる。
委員	企業も合理的配慮の提供とは、どういうことなのかについて悩むと思う。 各市町村窓口で事例や相談があった場合、県や国等に集約するような流れやシステムはあるか。
事務局	システムはないが、年1回の調査はある。
会長	県社会福祉協議会が事例を収集し、まとめている。どの事例においても相互の話し合い、協議、プロセスが1番大切。
委員	具体的な事例を集めることが大事だと思う。特に視覚的に分かりにくい発達障害などの障がいの特性ごとの事例紹介が必要であり、1つ1つ丁寧に対応していくことが大切。
委員	合理的配慮の提供について、市民や市内の事業所に対し、分かりやすく説明していく必要がある。「やっていかなければならない」という意識を持って貰えるよう、広く周知していきたい。
会長	reasonable accommodationは、元々「調整」という意味で、当然必要なことである。本日の協議会の意見等について記録に残し、伝えていくことが必要と考える。
事務局	皆様から頂いた事例・考え方・障がい者差別の捉え方等について、今後の様々な施策の中で具体例も盛り込みながら分かりやすく示し、職員は勿論、広く市民や事業所に周知していく。
	5 その他
	6 閉会

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

4年3月9日

署名委員

池本美紀

署名委員

立澤秀子